

## 第2回

# 上富良野町農業委員会議事録

平成23年8月

上富良野町農業委員会

## 上富良野町農業委員会 第2回農業委員会総会議事

1 日 時 平成23年 8月 9日

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 委員定数 次のとおり

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川 長見	2	三好 利和	3	白井 一宏
4	一色 悟	5	舘尾 雄治	6	井村 悦丈
7	井村 昭次	8	杉本 隆一	9	岡和田 淳
10	石橋 信次	11	富田 成一	12	青地 修
13	中瀬 実				

4 出席した委員 次のとおり

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川 長見	2	三好 利和	3	白井 一宏
4	一色 悟	5	舘尾 雄治	6	井村 悦丈
7	井村 昭次	8	杉本 隆一	9	岡和田 淳
10	石橋 信次	11	富田 成一	12	青地 修
13	中瀬 実				

5 欠席した委員

なし

6 遅刻した委員

なし

## 第2回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

会長挨拶 省略

諸般の報告 別紙（局長より報告）

日程第1 会議録署名委員の決定

1 番 長谷川 裕 見 君

2 番 三 好 利 和 君

両君に指定決定する。

### 附議事項

- |      |       |                         |
|------|-------|-------------------------|
| 日程第2 | 報告第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について  |
| 日程第3 | 議案第1号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第4 | 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第5 | 議案第3号 | 土地の現況証明の下付について          |

## 第2回上富良野町農業委員会議事録

開会（午後 1時30分） （着 席）

局 長 全員ご起立ください。「 礼 」 ご着席下さい。

### 開会の宣言

局 長 只今より第2回農業委員会総会を開会いたします。

局 長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。  
1番 長谷川委員に合わせご唱和ください。

「唱和終了」ご着席下さい。

議 長 これより、会議を進めます。

ただいまの出席委員は、13名であります。  
定数に達しておりますので、これより第2回上富良野町農業委員会を開会いたします。  
直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「局長」

局 長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

---

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名は、  
1番 長谷川 裕見 君、 2番 三好 利和 君に決定いたします。

議長 日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。  
事務局より、報告第1号を朗読させます。

事務局 「報告第1号朗読」

議長 報告第1号について、発言はありますか。

「発言なし」

議長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

---

議長 日程第3 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より、議案第1号を朗読させます。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった譲渡人 ○○○○、譲受人 ○○○○外1件について、審議を求める。平成23年8月9日提出  
上富良野町農業委員会会長 中瀬実。  
許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。  
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。  
以下、内容を朗読いたします。 「朗読説明」

議長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。  
議案第1号 1番について、11番 富田委員。

富田委員 11番、富田です。議案第1号1番について補足説明をいたします。両者の関係につきましては、譲渡人 ○○○○さんと譲受人 ○○○○さんは、親戚関係にあります。農地の経過は、平成元年5月31日に○○○○から贈与を受けた土地であります。現在の状況は、○○さんが、維持管理作業をし、牧草を作付しております。所在地は、○○さんが、昔、草分に居た時から所有している土地でございまして西○線北○号○○○○○川の近くでございます。今後の作付予定としては、牧草ということです。慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。  
これより、議案第1号 1番を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。  
議案第1号 2番について、1番 長谷川委員。

長谷川委員 1番長谷川です。議案第1号2番について、補足説明をいたします。  
〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子で、〇〇さんの次女であります。  
現在の作付状況につきましては、ジャガイモ、スイートコーン、ブロッコリーなどを作付しております。農地の所在地は、〇〇〇〇地区に点在しています。今後の耕作の予定ですけれども、ジャガイモ、スイートコーン、ブロッコリーなどを作付する予定でございます。慎重審議、よろしくお願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑に入ります。

事務局長 〇〇さんの農地について補足説明させていただきます。  
お父さんから娘さんに貸借するわけですが、今年の春に1か所だけ〇〇〇〇〇〇に1年間だけ賃貸している土地があります。今年の11月に賃貸借が切れますので、それ以降にその土地については使用貸借で娘さんに移動することになると思います。そのときには、提案されるとお思いますのでご審議よろしくお願いいたします。

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、議案第1号 2番を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第4 議案第2号「農法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。  
事務局より、議案第2号を朗読させます。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。農地法第5条の規定による農地の転用申請のあった譲渡人 ○○○、譲受人 ○○○○ 外5件について審議を求めます。  
平成23年8月9日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。

1番、2番、5番、6番は、上下水道が埋設されている町道に接し、500m以内に役場、病院、小学校がある第3種農地となります。  
3番、4番は、隣接している農地です。農業振興地域内農用地ですが、農業振興地域整備計画の一時転用許可を受けている、畑地造成に伴う火山灰採取を行う一時転用の申請です。  
いずれの計画も、農地の区分と転用目的に問題はないと考えます。  
審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございます。  
以下、内容を朗読いたします。 「議案第3号朗読」

議長 議案第2号1番、2番について、提案に関する補足説明を願います。  
9番 岡和田委員

岡和田委員 9番岡和田です。議案第2号1番 2番について、補足説明いたします。  
売主○○○さんは、すでに離農されてございます。買主、1番、2番共に自衛官でございます。現在の状況ですが、両側は個人住宅とアパートが建っております。上下水道も整備され、転用に支障ないと思っております。  
所在地は、自衛隊○町官舎の近くで○○○○の西側にございます。  
申請地は、東側の道路と西側の道路に面しています。  
慎重審議、よろしく願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

白井委員 所在地の件ですが、地図を見ますと東1線道路とあります。大きく土地がありますが、農地ということですか。  
場所が分からなかったの、確認したかったわけです。

事務局 添付しました図面で説明いたします。○○番78,79の下に○町○丁目1番通りとありますが、その下の大きな四角に土地には、グループホームが建っています。横隣の長四角の土地には、アパートが建っています。  
5条No.1・2の標示があるところには自衛隊官舎が建っています。  
周辺は、住宅下立ち埋まってきていますが、右下の大きな土地は、

農地のままになっています。

議 長 これをもって質疑を終了いたします。  
これより、**議案第2号1番**を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、**議案第2号2番**を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 **議案第2号3番、4番**について、提案に関する補足説明を願います。  
7番 井村委員

井村委員 7番井村です。議案第2号**3番4番**について、補足説明いたします。  
貸主が、〇〇さん、〇〇さんは、両者とも畑作経営を行っています。  
借主は、〇〇〇〇〇〇は、富良野市で営業をしています。  
現在の状況についてですけれども、今回の農地については特に傾斜がきつ  
くて作る作物の限定されることになっています。  
〇〇さん、〇〇さんが単独で火山灰採取を行うと効率が悪いということ  
でお互いに話し合いをいたしまして、共同で行うということです。  
所在地は、〇〇公民館西側で道々の面しています。  
慎重審議、よろしく願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

富田委員 所在地が、図面ではよく確認できないのですが補足説明いただけますか。

井村委員 ○○公民館の建っている場所から200メートルくらいで、道路の掘割が終わるところの左側です。道々に○○さんも○○さんも面しています。

議長 ○○公民館を過ぎて、道路がカーブに入るところです。

富田委員 わかりました。

議長 これをもって質疑を終了いたします。  
これより、**議案第2号3番**を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 つづいて、**議案第2号4番**を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 **議案第2号5番、6番**について、提案に関する補足説明を願います。  
8番 杉本委員

杉本委員 8番杉本です。議案第2号5番について、補足説明いたします。  
売主の○○さんは、すでに離農している。買主は、町内の建設会社に勤めている。現在の状況は、周辺は宅地化が進み個人住宅などが建っており、上下水道も整備され、転用に支障ないと思います。所在地は、自衛隊駐屯地の北側の宅地造成地の中にございます。  
つづいて、6番について説明いたします。売主、○○さんは、すでに離農しております。買主は、○○○○に勤めています。  
現在の状況は、周辺は宅地が進み個人住宅などが建っており、上下水道も整備され、転用に支障ない。所在地は、○○○○の向で○○○○の東側になります。慎重審議、よろしくお願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 これをもって質疑を終了いたします。  
これより、議案第2号5番を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 つづいて、**議案第2号6番**を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第3号「土地の現況証明下付について」の件を議題といたします。  
事務局より、議案第3号を朗読させます。 「事務局」

事務局 議案第3号について、「農地法関係事務に係る処理基準」の規定に基づき土地の現況証明書下付申請のあった 農業生産法人 ○○○○  
ほか1件について証明書を下付したく審議を求める。  
平成23年8月9日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。  
以下、内容を朗読いたします。 「議案第3号朗読」

議 長 議案第3号1番について、調査を行った担当委員から提案に関する  
補足説明を願います。 1番 長谷川委員

長谷川委員 1番について、補足説明いたします。  
7月27日に、調査委員 井村昭次委員、富田成一委員の3人と事務局  
は局長と主任の5人で現況を確認しました。申請理由は、土地の分筆  
登記に伴う法務局への現地目証明の添付ということです。調査内容は、  
平成19年4月転用許可された土地の現況確認で全て農地外として、現  
況を確認しました。慎重審議、よろしく願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑に入ります。

議 長 長谷川委員は、現地調査にあたり何か違和感を感じることはありませんでしたか。

長谷川委員 ここは転用したときには、○○○○が行い転用許可を受けて  
事務所と研修所になっていると思います。今度、○○さんがやまびこ  
から分かれた、○○さんのものになると思います。所有権移転にあたり、  
公簿地目を宅地に変更することになったものです。

議 長 事務局は、現地確認するときに建物、資材置き場の関係、申請時の利用  
面積は分かれますか。

事務局長 ここには関係書類を待ってきていないので、調べてまいります。

議 長 長谷川委員、農産物堆積場、資材置き場、駐車場、通路、事務所となっ  
ていますが、これらのものはありましたか。

長谷川委員 駐車場については、事務所の前にそのスペースがありますし、資材置き  
場というか、物を置くスペースはあります。それは確認しました。

議 長

現況が、長谷川委員がいわれたようになっていますが、やまびこファームの事務所として転用申請がされています。今後、四釜さんの名前になるときに事務所として使用されるのか、これからも使われるのか、事務所ではないという話も聞いています。

農業委員会が、上がってきたものをすべて認めるということは、我々が農地法の中で農地の番人として許可を出す中で、本当に適正に利用されているものなのかどうかということが、後であなたたちは見ている許可したということは、個人の持ちものになったときにはいつでも名義変更ができる。今の段階では、まだ、やまびこファームですが、四釜さんの名義になり事務所でなくなり、別荘地になる可能性もあると考えられるので慎重に判断したい。

事務局長

平成19年に農地転用許可を出しているのので、農地法上は条件を付けることは難しいと思いますが、農業振興地域整備計画では農業振興地域内農用地を農業施設用地に用途変更しているのので、住宅やペンションなどを立てることは農振法では許可にならないので、農振法に抵触してくるので農振法違反ということになることがあります。

今の状態で、農業用の事務所ということであれば問題はないと思われます。農地転用申請の許可条件と異なる土地の転用であれば、許可のとおり転用することや農地に戻しなさいという指導はできますが、今の段階では困難と考えます。農振法違反が、見受けられるときは町の産業振興課に情報提供をすることになります。

白井委員

農地法は、農業委員会ですが、農振法は町が監督するということですか。

事務局長

農地法の転用許可は、2ha以内は権限委譲されていますが、農振法の権限は委譲されていないので、許可の権限は北海道にあります。

農業振興地域内に農業用施設を建てるということで、用途変更の許可は出ていますが許可目的外に利用したときには、北海道から指導がされることになります。

長谷川委員

所有者が変わっても同じですか。

事務局長

所有者が変わっても、農業振興地域内であれば同じです。

青地代理

そう簡単に農業振興地域は外れない。

事務局長

以前草分地区で、農業振興地域内にある原野でペンション建設の目的で除外の申請がされましたが、農地法では問題にならないのですが、農振法の一般管理では除外にならないことがありました。

青地代理　　こういう問題が絡んでいる案件については、現地調査に行く前に状況を説明して調査をしてもらわないとわからない。  
証明を出すときに、指導書を付けることはできるでしょ。

事務局長　　指導といたしますか、証明書を発行するときに農業振興地域内の用途変更なので、農業用施設以外に使用はできませんと入れることは可能です。

議　　長　　注意勧告はしたほうが良いので、証明書に付記するようにする。

事務局長　　農業振興地域内の用途変更なので、農業用施設以外には使用しないようにという文書を付けて、証明書を発行いたします。

議　　長　　これをもって質疑を終了いたします。  
これより、**議案第3号1番**をと決いたします。  
本件は、証明書に農振法の許可条件を付して、証明書を下付することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議　　長　　ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第3号2番について、調査を行った担当委員から提案に関する  
補足説明を願います。 2番 三好委員

三好委員 2番三好です。議案第3号2番について、補足説明いたします。  
調査日は、7月28日。調査委員は、青地修委員、杉本隆一委員と私の  
3名と事務局は局長と主任の5名で調査を行いました。  
申請理由は、所有権移転登記に伴う法務局への現地目証明の添付ため  
です。調査内容は、平成16年9月農地法第5条転用許可農地の現況確認  
下水管理設用地のため末岡氏から取得した。全て農地外として、現況を  
確認しました。現地は、細長いところなので他の利用はできないと思わ  
れます。慎重審議、よろしく願います。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 これをもって質疑を終了いたします。  
これより、議案第3号2番を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。  
第2回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、報告1件、議案3件の審議を終了し議長が閉会を宣す。

午後 2時25分

上記農業委員会の顛末に相違ないことを証するため下記署名押印する。

平成23年 8月 9日

上富良野町農業委員会 中 瀬 実 ⑩

上富良野町農業委員 長谷川 裕 見 ⑩

上富良野町農業委員 三 好 利 和 ⑩